

大山市議会議長 堀江 正栄 様



27年 11月 27日

(請願団体)

愛知県地方税滞納整理機構実行委員会



名古屋市熱田区次下郷7
愛知県税務課3階301号

(紹介議員)

堀江 正栄
岡村 千里
岡 篤

税の徴収のあり方についての請願書

【趣旨】

安倍首相は、消費税率10%への増税を、景気動向にかかわりなく2017年4月に実施するとともに、黒字の大企業に2年間で約1兆6000億円も減税することを決めました。

しかし、消費税を引き上げれば、国民の消費はさらに落ち込み、自治体内の地域経済は大打撃を受けます。価格に消費税分を転嫁できずに身銭を切ることになる中小業者の経営を追い込み、消費税倒産や廃業がさらに増えることは必至です。

現在でも生活が困窮している中小業者は多く、税金を支払う余裕すらない生活を強いられています。そのようななかでも、津島市では納税猶予を申請し、猶予が認められ延滞税が9.1%から1.8%に減額された事例も生まれています。

住民を守る立場の自治体は、地方税などの徴収権限は市町村になるという原則を踏まえ、生活が困窮し税を滞納している中小業者等への相談に乗り、その実情をよく把握するとともに、差押えなどの強制徴収ではなく、納税の猶予や減免・分納などの対応をしてください。

以上の趣旨から、住民の命と暮らしを守るために以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【請願事項】

税の徴収、滞納問題への対応等について

- ①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。
- ②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

以上

